

# 香川県地域経済牽引事業促進協議会の設置について

企業立地促進法が改正され、「地域未来投資促進法」が7月31日に施行されことから、県及び市町が共同で策定する新たな基本計画（案）について協議するため、香川県地域経済牽引事業促進協議会を設置します。

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進することをねらいとしています。

## 1 設置根拠法令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
（地域未来投資促進法）第7条

## 2 協議会委員

行政	香川県商工労働部長、香川県各部関係者、8市主管部長、9町副町長
経済団体	香川県商工会連合会専務理事、香川県商工会議所連合会専務理事
大学研究機関	香川大学経済学部教授、香川県産業技術センター所長 (国研)産業技術総合研究所四国センター所長
関係団体	(公財)かがわ産業支援財団理事長、(公社)香川県観光協会専務理事 香川県中小企業団体中央会専務理事 株百十四銀行地域創生部長、株香川銀行営業店統括部長 株日本政策金融公庫高松支店中小企業事業統轄

※詳細は別紙「委員名簿」を参照

※協議会内容は別紙「協議会規約」を参照